

旅館業界をめぐる課題について

（一般社団法人 日本旅館協会）

（会長 桑野 和泉）

一般社団法人日本旅館協会の概要

名 称：一般社団法人日本旅館協会（英文名：JAPAN RYOKAN & HOTEL ASSOCIATION）
会 長：桑野 和泉（由布院玉の湯 代表取締役社長）
所在地：東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館 2階（本部事務局）
設 立：平成24年10月（国際観光旅館連盟（昭和23年12月設立）と日本観光旅館連盟（昭和25年6月設立）の統合により設立）
会員数：2,110名（令和7年4月現在）
地域支部：全国9ブロックに支部連合会事務局を設置（北海道、東北、関東、北陸信越、中部、関西、中国、四国、九州）

目 的：旅館ホテル業は、内需や雇用機会の拡大など幅広い産業への経済波及効果があり、地域経済の発展を図るとともに、観光立国の実現に寄与するもので、日本旅館協会では、国内外からの旅客に対して快適な宿泊を提供し、宿泊施設の接客サービスの向上を図り、会員相互の連絡協調に努めることにより、旅館ホテル業の健全な発展を図ることを目的としております。

主な事業

- ・ 旅館ホテル業の経営改善、接客サービスの向上、従業員の資質向上に関すること
 - － 経営指針策定に向けた営業状況統計調査の実施、宿泊予約管理システム導入等宿泊業界におけるDX化推進
 - － 外国人材活用に向けた宿泊事業者と海外人材事業者とのマッチング会開催、ふるさと納税利用促進事業
 - － 経営サポートセミナー開催、経営者・従業員向け各種セミナーの開催 等
- ・ 政府・国会その他の機関への意見の提出、国内外観光事業関係者等との連絡協調に関すること
 - － 観光庁等政府関係機関への陳情、宿泊関係団体・旅行事業者団体との情報共有及びイベント参画などによる連携推進
 - － 金融課題解決のため、金融機関等関係者等との意見交換の実施
- ・ 国内外に向けて会員施設の周知・誘客宣伝に関すること
 - － 協会HP「やど日本」による会員施設紹介

宿泊施設の経営安定化と旅行者受入れ拠点としての施設整備促進について

宿泊業界は、これまで、東日本大震災、北海道胆振東部地震、熊本地震、そして発生から1年半を経過した能登半島地震など、いくつもの自然災害を経験。加えて、2020年から3年もの長きにわたる新型コロナウイルスによる人流抑制の影響は、宿泊業の経営に大きな打撃を与えた。

宿泊施設は装置産業といわれ、旅行者ニーズに即した定期的なリニューアルのための設備投資が必要であり、過去より一定の負債を有していたが、コロナ禍により、過大な有利子負債を抱えることとなった。

インバウンド6000万人時代に備え、宿泊施設は地域における旅行者の受入れ拠点としての役割を果たすとともに、災害時や感染症発生時には、社会インフラとしての機能も果たすことが求められる。こうした機能を果たすためには、不断に経営の安定化が図られている必要がある。

次期観光立国推進基本計画に向けて

- ・ 過大な累積債務を有している施設も多く、経営安定化に向けて、金融面、税制面で負担軽減策が必要。特に能登半島地域で復興に取り組んでいる施設においては、資材の高騰などもあり復旧が遅れている現状に鑑み、復興加速化のための支援策が必要。
- ・ 個人型旅行への対応や旅行者ニーズに応えるための高付加価値化など施設の充実化に加え、人手不足解消にも資するDX化、生産性向上の取り組みのほか、近年、SGDs対応、ユニバーサルツーリズムへの対応といった観点での取り組みも必要となっており、こうした分野における施設整備を促進していく必要がある。

地方誘客促進について

昨年の訪日外国人旅行者数は、3,687万人と過去最高を記録。インバウンド復活が伝えられるなか、首都圏や大都市圏以外の地域では、まだ、その恩恵を享受できていない地域も多々あるところ。

日本旅館協会による会員に対する宿泊人数に関するアンケート調査では、直近の本年6月の数字が把握できる北海道ではコロナ前と比べ23%減、東北では22%減、北陸信越では38%減といった状況（1施設あたり平均宿泊人数を集計、比較した）。

旅館施設は、日本の歴史・伝統・文化を伝える役割を担っており、日本全国各地域の魅力を体現する存在―地域のショーケースとして、そうした魅力を求める方々の選択肢になりえるものと考えているが、地域間格差の解消が課題。

【参考】地域別協会会員施設の受入れ宿泊者数の推移

（単位：人）

	2019年 1月	2025年 1月	対19年 同月比	2019年 2月	2025年 2月	対19年 同月比	2019年 3月	2025年 3月	対19年 同月比
北海道	5481	3866	70.5%	5109	3794	74.3%	4705	3377	71.8%
東北	3355	2995	89.3%	3240	2836	87.5%	3393	3239	95.5%
関東	1832	2552	139.3%	1823	2755	151.1%	2499	3727	149.1%
北陸信越	2092	1499	71.7%	1803	1138	63.1%	2235	1514	67.7%
中部	—	2477	—	—	2621	—	—	3121	—
関西	2110	1653	78.3%	1992	1664	83.5%	2466	1974	80.0%
中国	1584	1446	91.2%	1578	1449	91.8%	2302	2189	95.1%
四国	2054	1998	97.3%	2035	2212	108.7%	2942	2640	89.7%
九州	2794	2572	92.0%	3203	2838	88.6%	3792	3552	93.7%

	2019年 4月	2025年 4月	対19年 同月比	2019年 5月	2025年 5月	対19年 同月比	2019年 6月	2025年 6月	対19年 同月比
北海道	3643	2343	64.3%	4739	3254	68.7%	4649	3560	76.6%
東北	3230	2786	86.2%	3541	3203	90.5%	3557	2760	77.6%
関東	2381	2821	118.5%	2415	2883	119.4%			
北陸信越	1736	1238	71.3%	1964	1489	75.8%	2110	1317	62.4%
中部	—	2568	—	—	2649	—			
関西	2363	1868	79.1%	2228	2298	103.1%			
中国	2020	1858	92.0%	2397	2029	84.7%			
四国	2404	2507	104.3%	2318	2600	112.2%			
九州	3538	1936	54.7%	3763	2125	56.5%			

出典：日本旅館協会会員アンケート調査による
1施設当たりの平均宿泊人数について、2019年と
比較したもの

地方誘客促進について

次期観光立国推進基本計画に向けて

○ 地域間格差の解消のためには、地方への誘客促進を図る必要がある。

○ 最近の物価高の傾向を受け旅行に関する諸費用も上がっていること、休暇取得が進まないこと等、国民の国内旅行の阻害要因になっているものと思料。

このため、国民の「地域」への旅行を促進する観点で、

- ・ 休暇取得の推進による旅行促進
- ・ いわゆるラーケーションの活用による家族旅行の促進
- ・ 企業・団体、行政機関職員によるワーケーション、プレジャーの取組み促進
- ・ 地域ブロック別の旅行需要喚起

等の施策の実施が期待される。

○ 首都圏や大都市圏に集中する状況はオーバーツーリズムの要因ともなるが、地方空港活性化による地方誘客促進の施策も有用。

このため、首都圏・大都市圏所在空港と地方空港間のシャトル便を活用・促進するための施策の実施が期待される。

地域における移動の足の確保について

旅館・ホテル施設は、地方の温泉地のように地域の主要交通拠点から遠方に立地しているケースも多く、そうした地域においては、タクシー数の減少やバスや鉄道の減便による交通空白が課題となっている。こうした事情は、せっかく宿泊施設までたどり着いても、さらに周辺への観光地まで足がなく、周遊観光につながらないなどの影響を及ぼすのではないかと懸念されている。

昨年11月に実施した会員アンケートによると、地方部に所在する会員施設のおよそ9割が地域における交通手段に関する課題があると回答。

【交通事情に関する課題例は以下のとおり】

- ・ 駅からの公共交通機関がない
- ・ バスや鉄道が減便された、タクシーの台数が半減した。
- ・ 駅から徒歩30分かかるが、温泉組合による共同運営バスなども無い
- ・ 2次交通網が弱い。特に鉄道を使用するインバウンドのお客様の行動範囲が広がらない。人手不足により今後益々悪化する恐れが高い。

次期観光立国推進基本計画に向けて

政府においても交通空白解消のための施策について取り組まれているが、公共交通機関が著しく不足している地方の足不足の問題について、公共ライドシェアの推進など早急な解消が必要と考えている。

現状・課題④

民泊利用について

インバウンド復活に伴い、民泊利用も急拡大しているものと推察するが、特に外国人旅行者が利用する場合、災害時の安否確認や避難誘導など安全面で懸念があるところ。

次期観光立国推進基本計画に向けて

民泊新法やガイドラインに則って適切に制度が運用されることが必要であるが、実態把握できるのは、国や都道府県に限られるため、民泊新法上の180日規制や消防法等関係法令の遵守状況などについて、徹底した監査や事後チェックが期待される。